

1 いじめ問題に対する基本的な考え方（基本姿勢）

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（H25.9 いじめ防止対策推進法より）

（2）学校をあげた積極的対応

ア 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。

イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。

ウ いじめ問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を備える。

（3）平時からの基本姿勢

ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識する。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。

ウ 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員が気づかないところで、陰湿なじめが続いていることも少なくないことを認識する。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細やかな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

2 いじめ問題対策チーム(常設)の構成員と対策チームの役割

（1）芦城中学校いじめ対策委員会の設置および構成員

ア 校長をトップとする芦城中学校いじめ対策委員会を設置（常設）する。

イ 芦城中学校いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザーとする。

ウ 上記イ以外に、必要に応じて関係教職員や外部人材（生徒指導サポーター等）を構成員として追加する。

（2）芦城中学校いじめ対策委員会の役割

ア いじめを見逃さない学校づくりを推進する。

イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上に努める。

ウ 「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知を図る。

エ 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりを推進する。

- オ SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）、関係機関等と連携したいじめ問題への対応に努める。
- カ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編成と指示を行う。

3 いじめの未然防止

(1) わかる授業づくりへの取組

- ア 「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくりを推進する。
- イ 授業の場における積極的な生徒指導を推進する。
- ウ 学び合い学習を推進する。
- エ 校内研修（模擬授業等）による教職員の授業力向上を推進する。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

- ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。
- イ 対話的で深い学びを実践できるよう、授業展開を工夫する。
- ウ 人権教育講話・人権教室の積極的な実施に心がける。

(3) 規範意識の育成の取組

- ア 積極的な生徒指導および問題行動に対する迅速な対応に心がける。
- イ 学習ルール「芦中授業スタンダード」を徹底する。

(4) 生徒会を中心とした取組

- ア 『芦城中ステップアップ3か条』を周知する。
- イ あいさつ運動を積極的に実施する。
- ウ 目安箱等の設置による学校改善への取組を行う。
- エ 各委員会の活動において、いじめ防止や早期発見への取組を積極的に取り入れる。

4 いじめの早期発見

(1) いじめアンケートの実施

- ア 年に10回（5～7月，9～3月），いじめアンケートを実施する。
- イ 上記ア以外に必要な場合は，適宜アンケートを実施する。
- ウ アンケートの実施にあたっては，アンケート内容や実施場所，記名の有無などを工夫して，生徒にとっていじめを訴えやすい体制を整える。

(2) 個人面談の実施

- ア 年に3回（5月，11月，2月），全生徒対象に担任が個人面談を実施する。
- イ 上記ア以外に必要な場合は，適宜個人面談を実施する。
- ウ 生徒及びその保護者，教職員が，抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

(3) 相談室およびスクールカウンセラーの積極的活用

- ア 誰でも抵抗なく利用できる相談室の整備に心がける。
- イ スクールカウンセラーについて，生徒及び保護者に周知し，積極的に活用できる体制を整備する。

(4) ハイパーQ Uの実施

- ア 年に2回(6月, 12月), ハイパーQ Uを実施し, 学級や学年の状況を把握する。
- イ ハイパーQ Uの結果を受けて, 気になる生徒に対しての共通理解を図り, その生徒に対しては面談等の対応をとる。
- ウ ハイパーQ Uの取り扱いや分析についての校内研修会を積極的に実施する。

5 いじめに対する措置

(1) 芦城中学校いじめ対策委員会の対応

- ア いじめ問題発生時は, 早急に個別案件対応班を編成し, 対応の指示・助言を行う。
- イ 情報の収集と整理を行う。
- ウ 教育委員会や関係機関への協力要請を行う。

(2) 個別案件対応班の対応

- ア 情報を詳細に収集・共有し, 芦城中学校いじめ対策委員会に報告する。
- イ 具体的な対応策を検討し, 役割分担を明確にする。
- ウ 役割分担に沿った対応を進める。
- エ 事態の進捗状況を芦城中学校いじめ対策委員会に報告し, 指示を受ける。
- オ 対応策について吟味し, 必要に応じて再検討を行う。
- カ 対応の結果について整理し, 記録に残す。

(3) いじめへの対処

いじめは, 単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは, 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし, これらの要件が満たされている場合であっても, 必要に応じ, 他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは, 少なくとも3か月を目安とする。ただし, いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は, この目安にかかわらず, 学校の設置者又は学校の判断により, より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において, 被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し, 心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校はいじめが解消に至っていない段階では, 被害者を徹底的に守り通し, その安全・安心を確保する責任を有する。「解消している状態」に至った場合でも, いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ, 学校の教職員は, 当該いじめの被害生徒及び加害生徒 については, 日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) いじめられている生徒やその保護者への対応

ア いじめられている生徒への対応

- ・いじめられている生徒を必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保する具体的対応を明示する。

- ・一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等に必ず相談するように十分に指導する。
- ・一時的な解決で終わらず、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

イ いじめられている生徒の保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・生徒の学校のようなす等をこまめに家庭に連絡するとともに、家庭訪問や面談を行い、問題が解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・家庭での生徒のようすに十分注意をしてもらい、生徒の小さな変化についても学校に連絡してもらうよう要請する。

(5) いじめている生徒やその保護者への対応

ア いじめている生徒への対応

- ・いじめられた生徒の苦痛を十分に理解させ、いじめが人間として絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合は、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・自らの行為がいじめにあたることを十分に理解させたくて指導に当たる。
- ・いじめた生徒の不満等も十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、見えない部分でいじめが継続していることも少なくないので、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い折に触れて必要な指導を行う。

イ いじめている生徒の保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている生徒や保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役となり、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題と捉えさせ、いじめを止めたり、誰かに伝えたりする勇気を持つよう呼びかける。

イ はやしたてるなど同調していた生徒に対して、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ いじめが起きた集団全体に、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(7) インターネットを通じて行われているいじめへの対応

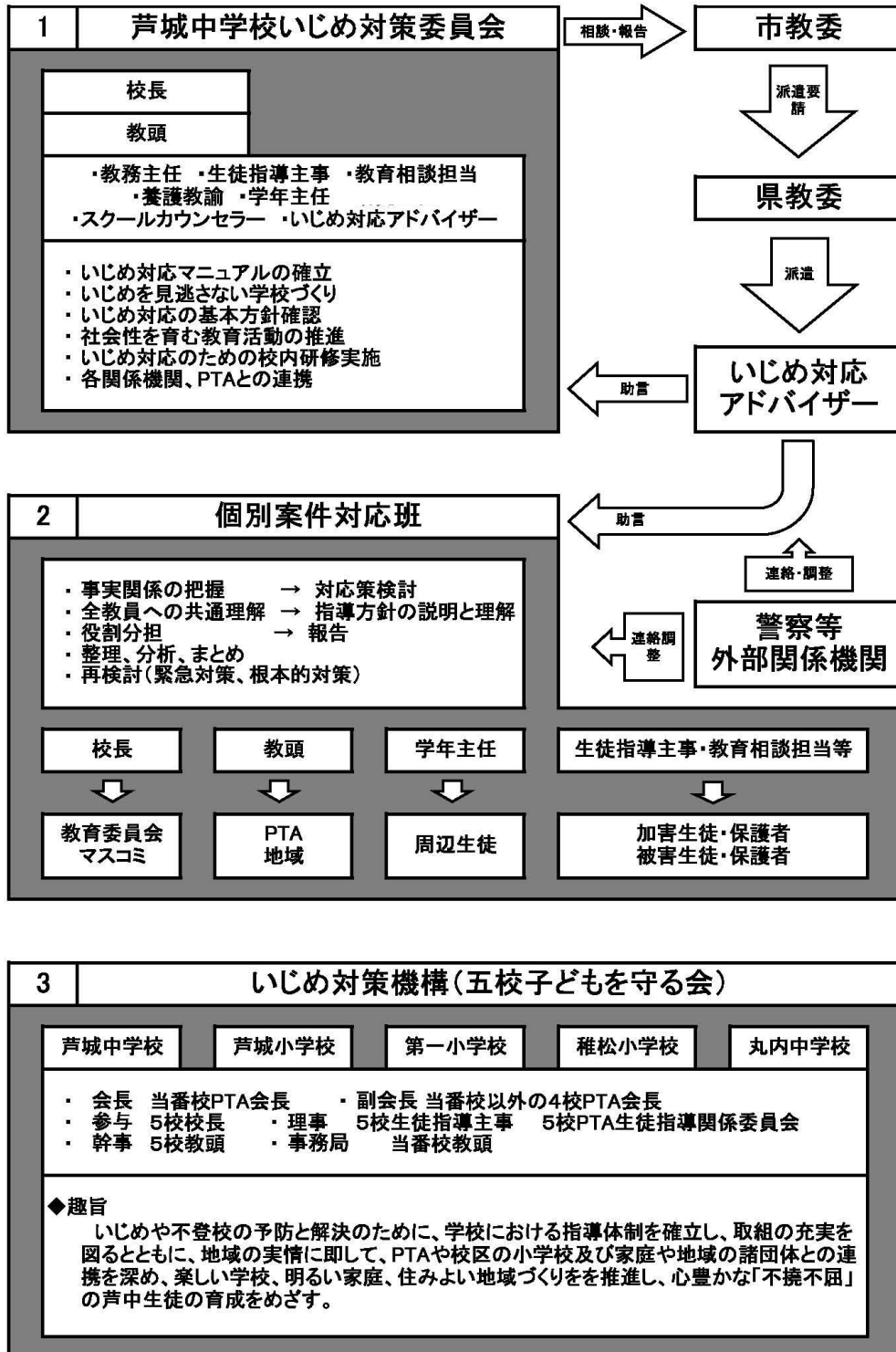
ア 早期発見に向けて、教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施する。

イ 情報モラル教育を推進する。 ウ 「ネットいじめ」について、教職員が十分に理解する。

(8) 小松市教育委員会等への報告

- ア いじめ問題が発生した場合は、その大小にかかわらず、小松市教育委員会が定める手順に従い、すみやかに小松市教育委員会に報告する。
- イ いじめ問題が発生した場合は、必要に応じて警察や外部関係機関に報告し、連携を図る。

(9) いじめ対応組織図



6 いじめ防止にかかわる取り組みの年間計画

月	学校主体の計画	生徒会主体の計画
4	・学級開き ・いじめへの対応（いじめ防止基本方針）の確認	・生徒会目標の設定 ・あいさつ運動 ・『芦城中ステップアップ三か条』の確認
5	・いじめ防止の講演会（1年生対象） ・いじめアンケート	
6	・個人面談 ・ハイパーQU ・いじめ対応に関する校内研修会	・ブロック大会激励会
7		
8	↓	
9	・運動会 ・情報モラル講演（生徒・保護者対象） ・いじめアンケート	・運動会 ・新人大会激励会
10	・文化祭	・文化祭
11	・個人面談	
12	ハイパーQU	
1		
2	・個人面談	・『芦城中ステップアップ3か条』の振り返り（反省・改善）
3	・新学級編成 ・いじめ防止基本方針の見直し（反省・改善） ・年間の取り組みについての見直し（反省・改善）	↓

※上記の取り組み以外にも、随時、いじめ防止のための取組（人権講話等）を積極的に実施していく。

※いじめ防止にかかわる取組に関しては、毎年、検証（PDCAサイクル）を行っていき、改善に心がけていく。